

○ 次の申請者は該当資産のうち固定資産税に関する証明書に限り発行できます

申 請 者		あわせて申請に必要なもの（次のもの全て）
新所有者 （１月２日以 降に所有者に なった者）	所有者	・ 登記事項証明書または売買契約書等
	競売落札者 （民事執行法に基づき、債権回収のため に、債権者が裁判所に対して申立てを行 い、その不動産を裁判所が売却する手続 きにより不動産を取得した者）	・ 代金納付期限通知書（裁判所から競売落札者に 送付される代金納付に関する通知書） ・ 物件明細書
	公売落札者 （税務署等が差し押さえた財産を入札な どによって売却する手続きにより不動産 を取得した者）	・ 売却決定通知書等
借地人・借家人		・ 賃貸借契約書や家賃等の領収書
固定資産を処 分する権利を 持つ者	破産管財人・管財人・保全管理 人・管理人・金融整理管財人・ 保険管理人・承認管財人等 （破産者等の財産を管理処分する 権限を持つ者）	・ 権利を証明する書類（登記事項証明書または裁 判所書記官作成の選任証明書）
宅地建物取引業者 （宅地や建物の売買や賃借等の仲介をする者）		・ 社印（実印または認印）が押印された申請書 ・ 媒介契約書（原本）※次の①～⑤を満たすもの ①所有者…課税台帳の所有者と同じまたは押印 ②宅地建物取引業者…住所・氏名の記載、押印 ③有効期限…期限内 ④物件…申請物件と同じ ⑤証明書発行について委任の旨の記載 （記載例） 固定資産課税台帳の閲覧並びに（評価・公 課）証明書の取得について、公的機関に調査 し、書面を取得する権限を委任します ※媒介契約書のコピーによる申請の場合は、原本 証明されたものに限る。

○ 次の申請者は該当資産のうち評価証明・評価通知に限り発行できます

申 請 者		あわせて申請に必要なもの（次のもの全て）
民事訴訟の申立人 （財産に関する紛争や損害賠償請求・身分関係に関する紛争などを対象とした訴訟の申立人）	弁護士	・ 弁護士の資格者証（補助者の場合は補助者証） ・ 職印が押印された申請書 ※弁護士本人が申請する場合は、職印の押印省略可能
	上記以外の者	・ 訴え等の申立書一式（当事者目録、物件目録等）
司 法 書 士		・ 司法書士の資格者証（補助者の場合は補助者証） ・ 職印が押印された申請書 ※司法書士本人が申請する場合は、職印の押印省略可能

○ 次の申請者は該当資産のうち公課証明に限り発行できます

申 請 者	あわせて申請に必要なもの
競売の申立てをする人	・ 競売申立書（当事者目録、物件目録等）